第４号様式（第１０条関係）

会　　　議　　　録　（要　旨）

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 | 武蔵村山市自立支援協議会 |
| 開催日時 | 　平成２２年１１月１日（月）午後２時００分　～午後３時３０分 |
| 開催場所 | ４０３集会室 |
| 出席者及び欠席者 | 出席者：大野委員、笹本（秋）委員、長田委員、有賀委員、須永委員、岩瀬委員、鈴木委員、見崎委員、川崎委員、龍輪委員、古川委員、笹本（悦）委員、高橋委員、小金井委員、宮本委員、菅原委員、萩原委員、森田委員欠席者：椎木委員、森本委員 |
| 議題 | ・市長挨拶及び委嘱書交付・委員紹介・正、副会長の互選議題１　武蔵村山市自立支援協議会における会議及び会議録の取扱いについて議題２　武蔵村山市自立支援協議会の設置に至る経過とその目的について議題３　武蔵村山市自立支援協議会の今後の開催予定について議題４　その他 |
| 結論（決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。） | 議題１について：　会議を公開とし、会議録を市政情報コーナーに置くとともに、市の公式ホームページに掲載する。議題２について：　事務局が、自立支援協議会の設置に至る経過及びその目的について説明。各分野の委員からの意見や情報を交換し、次回は、各委員がどのような視点で協議会にて意見を述べれば良いのかを事務局が提示するとともに、武蔵村山市の地域としての課題を提供することとされた。議題３について：　開催は年４回、昼間とし、次回の開催は1月、日程は後日事務局が調整することとされた。議題４について　市からの謝礼は、口座振替によりお支払いするので、手元にある口座振替通知書に記載の上、事務局まで送付いただくことを依頼した。 |
| 審議経過（主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）●会長○委員■事務局 | 　・市長挨拶及び委嘱書交付、市長挨拶は記載省略。　・委員紹介、委員挨拶は記載省略。　・正、副会長の互選　事務局より説明■　資料１、武蔵村山市自立支援協議会設置要綱を御覧いただきたい。第5条に、会長及び副会長を置くと定められ、その選任の方法は互選である。委員の皆様にお伺いする。自薦でも他薦でも結構である。どなたか、いらっしゃるか。　○　学識経験者である宮本委員を会長として推薦したい。■　ただ今、宮本さんを会長に御推薦する意見があったが、これに異議はないか。　 　　異議なし、全員の了承あり　■　それでは、宮本氏を会長とすることに決定する。以後の進行は会長にお願いする。　●　皆様、御紹介いただいた宮本です。大役を仰せつかったが、皆様の御協力のもと、障害者福祉に大きく貢献できるような自立支援協議会となるよう努力したい。皆様の御協力をよろしくお願いする。それでは、会議を進めさせていただく。再度、資料１、武蔵村山市自立支援協議会設置要綱を御覧いただきたい。会長については私が選任されたが、副会長の互選が必要となる。ついては、僭越ながら私が推薦させていただきたい。副会長は、東京小児療育病院の椎木さんにお願いしたいと考えている。ただし、残念ながら本日は欠席されているので、椎木さんの御意向を確認し、了承されたならば、副会長として選任するということでいかがであろうか。異議なし、全員の了承あり　　　　それでは、本人の意向を確認の上、了承されれば、副会長として選任する。議題１　武蔵村山市自立支援協議会における会議及び会議録の取扱いについて　●　それでは議題１、武蔵村山市自立支援協議会における会議及び会議録の取扱いについてである。詳細は事務局が説明する。■　それでは、武蔵村山市自立支援協議会における会議及び会議録の取扱いについて説明する。資料2、武蔵村山市自立支援協議会における会議及び会議録の取扱いについてをご覧いただきたい。　本市では、武蔵村山市附属機関等の設置及び運営に関する指針第11条により、原則として会議は公開であることが定められている。また、同条第2項により、その公開に関する手続きは市長が別に定めるとされている。　　そこで、この武蔵村山市自立支援協議会についても、会議を公開とし、資料２の裏面のとおり、武蔵村山市自立支援協議会の会議の公開に関する運営要領案を作成した。　　会議を公開とすることにより、あらかじめ、開催日時、開催場所、議題等を本市の庁舎内にある市政情報コーナーにて公表するとともに、市の公式ホームぺージにも掲載する。また、傍聴も可能で、会長が許可の判断を行い、許可された場合には当日の会議資料を配布する。　　また、会議録については、次回の会議時に皆さんにお諮りして、承認をいただき、会議開催情報と同様に、市政情報コーナー及び市の公式ホームページで公表する。以上である。　●　事務局からの説明が終了した。これより質疑又は御意見があれば伺　　　い。　　　特段の質疑はなし●　それでは、事務局からの説明のとおり、会議公開要領を承認するとともに、会議録の取扱いについても了承する、会議録については次回会議の冒頭で確定させ、市政情報コーナー、ホームぺージに掲載するということで御異議はないか。　　　異議なし、全員の了承あり●　異議なしと認める。それでは、事務局案どおり、運営要領を決定する。　議題２　武蔵村山市自立支援協議会の設置に至る経過とその目的について　●　それでは議題２、武蔵村山市自立支援協議会の設置に至る経過とその目的についてである。詳細は事務局より説明する。■　それでは、武蔵村山市自立支援協議会の設置に至る経過とその目的について説明する。まず、経過であるが、本市では、武蔵村山市第２期障害福祉計画を策定し、基本的な障害者施策はこの計画に定められた数値目標に基づいて行われている。その中に自立支援協議会の設置が掲げられていた。そのため、本年１月に、設置に向けた具体的な検討を行うために自立支援協議会準備会を設置した。お手元の資料４、「武蔵村山市における障害者自立支援協議会の設置に向けて」という報告書がこの検討結果をまとめた報告書である。設置の経過は以上である。次に、自立支援協議会の目的について説明する。資料４、「武蔵村山市における障害者自立支援協議会の設置に向けて」の２ページを確認されたい。市町村は、障害者自立支援法第７７条第１項において地域生活支援事業という事業を行うことが規定されている。この事業内容の詳細については、報告書の文章にて確認されたい。自立支援協議会は「障害者自立支援法施行規則第６５条の１０」において、この地域生活支援事業に必要な便宜の一つとして設置が必要とされているものである。また、厚生労働省が作成した地域生活支援事業実施要綱においても相談支援事業実施のために自立支援協議会を設置し、地域における障害者福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たすことが求められている。　　　では、具体的な機能はどのようなものかということになるが（２）の具体的な機能を確認されたい。　　　主に、６つの機能がある。第１は困難事例、地域の課題等の情報共有等を行う情報機能、第２は関係機関同士の連絡調整、困難事例対応等の調整機能、第３は地域の社会資源の開発、改善等の開発機能である。また、第４は構成員の能力を更に高めるための教育機能、第５は権利擁護に関する取組を行う権利擁護機能、第６は相談支援事業者及び福祉計画等の評価を行う評価機能である。ただし、これは一例でありこれらすべての機能を自立支援協議会が有していなければならないというものではなく、その地域の特性に応じた機能を持たせていくことが必要である。　　　以上のことから、自立支援協議会の機能は要約すると「相談支援事業をはじめとする、地域の障害者福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場」ということになる。今後、皆様の御意見をいただきながら、この相談支援事業の充実を中心とした障害者福祉の発展に努めたいと考えている。　　　次に、9ページを確認されたい。自立支援協議会の組織図である。皆様に御協力いただいている自立支援協議会はこの図の定例会に当たる。また、事務局は、障害福祉課が担う。事務局は定例会が円滑に機能できるように庶務を行うのでよろしくお願いする。　　　また、専門部会という文言がある。これについては資料１、武蔵村山市自立支援協議会設置要綱の第７条を確認されたい。この条項に部会について規定されている。　　　部会は特定の課題について調査研究を行うために定例会が設置することができるものである。今後、自立支援協議会の協議の中で、特に必要な課題の検討の必要性が生じた場合に、一定期間活動し、その報告を求めることができる。　　　本日は、初めての自立支援協議会ということで、概要を述べさせていただいた。以上である。　　●　事務局からの説明が終わった。何か質疑又は御意見があれば伺いたい。また、一つ確認させていただきたいが、今まで、障害者団体及び障害福祉サービス事業所関係者の連合組織は存在したのか。　■　一同に会したのは、この自立支援協議会が初めてである。それぞれの団体の主張をまとめる場として一つになればと考えている。　●　それでは特に質問がなければ、初めての自立支援協議会ということで、参加者皆様から情報交換を含めて御意見を伺いたい。障害事業者関係者代表　　　社会福祉協議会が業務を受託している自立生活支援センターは身体障害者、知的障害者を中心とした相談窓口である。初めてお会いする方も多くいらっしゃるが、皆様の抱えている課題をお聞きし、参考にさせていただきたい。　障害当事者関係者代表　　　一番の課題として考えているのは、住まいの場の確保と日中活動の場の拡充であり、我々もそのことを念頭において活動しており、音楽活動等を行っている。他市の状況を見るとこれらに積極的である。ぜひこの自立支援協議会にて、障害者（児）のためのトータルな支援をしていきたい。障害当事者関係者代表　　　我々の団体は、重症心身障害児者の支援が中心である。市内の東京小児療育病院に通院している方が多く、在宅者である。将来、保護者が介護できなくなったときが最も心配である。医療的な看護も必要であるためである。できれば、重症心身障害児者を受け入れられるようなグループホームができればと考えている。色々模索できる場になるとよいと思う。　障害当事者関係者代表　　　我々は視覚障害者支援の団体である。私は中途視覚障がい者であるが、失明当時から行政の支援は薄いと考えている。生まれついての視覚障がい者であれば盲学校に通学してそれなりのスキルを身につける機会もあるが、中途視覚障がい者は障害を受け入れていくことが大変である。参加メンバーもそのような方々が多い。そのため、少しでも暮らしやすい環境になるように、地域福祉計画の委員等をして、バリアフリー等を訴えてきた。経費がかかることは承知しているが、ぜひ音声信号などの環境整備を進めることを訴えていきたい。その一歩として、視覚障がい者訓練指導員の採用を訴えたいと考えている。　障害当事者関係者　　　本団体は、かつて市内の障害者団体の連合を作れないか模索したが実現していない。行政に働きかけを望む。　　　以前、三鷹市の身体障害者福祉協会の会長と話をする機会があった。その方の話によると、指定外の駐車の許可は4級から認められていたにもかかわらず、3級からに繰り上がってしまった。このことはおかしいと思い、もとの４級から認定されるように働きかけて、実現した経過がある。このような働きかけが実を結ぶことがある。ぜひ、皆さんとも交流を深めていきたい。　障害当事者関係者　　　自立支援協議会は地域自立支援協議会ということから、地域の課題を検討することになると考えている。精神障害者は残念なことに具合が悪いときには、警察の協力を求めることがある。そのため、委員のメンバーに警察関係者を含めてほしかったと思っている。精神障害者は手帳所持者もいるが、潜在者も多い。家族も隠そうとする人もいる。そのため色々な偏見を持たれることがある。ぜひ、このような偏見を排することができるように啓蒙していきたい。　障害事業者関係者　　　我々の医療法人は、精神障害者の支援を中心としており地域生活支援センターお伊勢の森を開設している。保護者がいなくなった後の心配は身体障害、知的障害ともに同じである。そのため、独居は早いうちからが望ましいと考えている。また、先ほど偏見に対する啓蒙が必要であるとの意見が出された。そのとおりだと考える。精神障害者が特異な行動をしてしまうのは状態が悪い時で、治療をかかさず行っていれば一般の方と変わりはない。精神障害とはどういう方達かをぜひ地域で知ってほしいと思う。また、精神障害者の地域移行の支援策として、公的保証人制度の創設をお願いしたい。　障害事業者関係者　　　　　我々の社会福祉法人では、障害者の就労支援を行っている。皆様の意見をお聞きしていると本当に多くの課題があることが認識できた。就労支援を通じて感じていることは、就労に結びつかない方々の日中活動の場はどのように確保するのか、という問題である。日中活動の場が少しでも増えるような検討ができればと考えている。しかし、この会議をどのように進めて、どのような協力ができるかはこれから考えていきたい。　雇用関係者　　　企業として、３障害の方々の就労を受け入れている。障害者が業務に従事していただくときに、どのような仕事をしてもらうのか、企業側としてどのような職務を開発していくのか、考えていきたいと思う。　教育関係者　　　身体障害者（児）の進路指導として、学校ではインターンシップの取組みを行っている。他市の自立支援協議会の様子を見ていると、必ずしも課題の検討や協議内容が反映されていないなど、その機能が具体化していないものもある。例えば困難事例を具体的にどのように検討するのか、どういう立場で意見を言うべきか等、具体的な検討の方法を示してもらう必要がある。　行政関係者　　　民生委員は地域との橋渡しの役割を担っている。先ほど、地域の啓蒙という話があったが、地域そのものがまだ、障害者、高齢者に関する問題を隠そうとする傾向が見られる。そのため、認知症の講習会を行う等して、地域の意識改革を進めている。時間はかかるが、皆さんの意見を聞きたいと思う。障害事業者関係者　　　我々の社会福祉法人は、主に高齢福祉サービスを中心に行っており、特別養護老人ホームのほか、介護保険適用のヘルパーサービス事業所を展開している。このヘルパー事業所は自立支援法による障害者のためのヘルパー派遣も行っている。そのため、高齢福祉を主眼に意見を申し上げることがあると思う。高齢福祉にせよ、経費がかかることは十分承知している。この協議会の委員の委嘱をうけ、把握しておきたいことは、どんな視点で協議に臨めばよいのかということである。どんな視点で話を進めたらよいのか、事務局にまとめていただきたい。そうでないと単なる座談会に終始してしまうと思う。　障害当事者関係者　　　私は、生まれつきの聴覚障害者で、両親も同様。ろう学校に進学した経過がある。武蔵村山市に転居してきて15年が経過したが当時、手話通訳者派遣制度はなく、遅れていると感じた。聴覚障害者ということは、外見からでは判断できない。聴覚障害者はみな同じととらえられがちだが、実際には生まれつき全く聞こえないろう者、耳の遠い難聴者、途中で音を失った中途失聴者の３種がある。特に生まれついてのろう者は手話が第一言語（母語）であり、日本語が苦手な人が多い。日本語を獲得後に失聴した中途失聴者とは異なる。聴覚障害者も就職の問題、コミュニケーションの問題等、知ってほしいことが多々ある。ぜひ、理解してほしい。　公募委員　　　皆さんの意見を聞き、地域の啓蒙の必要性を強く感じた。私も知的障害者の支援を中心とした社会福祉法人に属しているが、１つグループホームを建てようとしても地域の反対が激しかった。障害者のことをよく知っていただき、地域の偏見を取り除いていきたい。この場が単なる情報交換の座談会にならないようにと考えている。　公募委員　　　　私は、1歳から6歳くらいまでの子どもの支援に従事してきたが、幼児でも集団で過ごすと自立心が芽生える。協議会でもそのことを念頭に置いて協力したい。　公募委員　　　皆さんがそれぞれの立場で、障害者福祉に関する様々な課題を抱えていることがわかった。私は市内の障害者就労支援施設に有期職員として勤めているが、就労の場を拡大することが望ましいと考えている。この協議会の中で協力させていただきたい。　●　では、概ね全ての委員さんから御意見をいただいたが、具体的な検討を行うには市から情報提供を受けて、どのように検討するかを考えていく必要がある。事務局にお聞きするが、要綱のなかで必要な課題検討を行う場合に部会を設けられると、定められているが、この協議会委員のメンバーが部会員を兼ねるということなのか。　■　そのように考えている。　●　保健医療関係者の方にお聞きしたい。各自治体の自立支援協議会の様子を把握しているとのことであるが、協議会の委員が部会委員を兼ねるということはあるのか。　保健医療関係者代表　　　都が把握しているところでは、協議会のメンバーではなく別のメンバーが構成しているところもある。様々な観点から別組織から部会員を募ることがある。それは１つの障害分野にかかわらず、他の障害分野からも意見を聞いた方がよいという点からである。　　　　　○　それは、本来の障害福祉施策は何か、もう一度考え直すことが必要であるということか。　保健医療関係者代表　　　例えば、精神障害者の支援関係の部会であってもその関係者だけで集まるのではなく、他の２障害の関係者にも関わっていただくことになる。また、障害者だけではなく障害児の分野の方にも関わっていただくこともある。　●　それでは、多数の委員の方からも意見にあったように協議会の方向性をどのようなものとするかを決めていく必要がある。このことに対して事務局はどのように考えているのか。　■　自立支援協議会は、先発の自治体でも、必ずしも実質的な論議が行われているとは限らない状況である。したがって、どのような方向性を持たせるか模索している状況である。しかし、障害者の相談支援事業の中核的な役割を果たすような課題の検討を行う必要があると考えている。どう進めていくのか、課題を提供し、どう皆さんに掘り下げていってもらうのか、有効に機能するための情報提供が必要であると考えている。そのための時間をいただきたいのでよろしくお願いする。　　　●　　●　では、本日は意見交換を行ったが、その中でこの自立支援協議会がどのようなスタンスで検討を行っていくのか、どの課題を掘り下げて検討を進めていくのか、次回は事務局にそれらの資料を用意していただき、皆さんで確認するということでよろしいか。　　異議なし　議題３　武蔵村山市自立支援協議会の今後の開催予定について　　●　次に議題３、武蔵村山市自立支援協議会の今後の開催予定についてである。事務局より、説明をお願いする。　■　それでは、自立支援協議会の今後の開催予定について説明する。　　自立支援協議会は、委員の皆様の総数が20名と多いこともあり、多忙でいらっしゃることから、頻繁の開催は難しいと考えている。そこで、今年度については今回を含めて２回、来年度からは４回程度を目安に開催できればと考えている。　　また、開催月に関しては3か月に一度ということで、4月、７月、10月、１月という日程で行わせていただければと考えている。また、本日欠席されております椎木委員につきましては、医師で多忙ということから、次回1月の開催日は、1月20日（木）午後2時からであれば、御出席が可能とお伺いしている。開催の曜日や、昼間、夜間など、ぜひ皆様で御協議いただき、御都合のよろしい日をお決めいただければと考えている。以上である。　●　事務局の説明が終わった。質疑、御意見があれば伺いたい。　○　時間帯は今後も昼となるのか。　■　昼間の時間帯を会議に充てることを想定していたが、委員皆様の御意見を聞いた上で、今後調整させていただく。　○　色々な分野の方々がいらっしゃるが、昼間に開催するのが良いと思う。　●　それでは、原則昼間の時間帯で年４回の開催とする。ただし日程は本日は決められないので、1月のいつに開催するかは、事務局が調整するということでよろしいか。　　異議なし　●　それでは、そのような方針で進めていくこととする。　議題４　その他　　●　それでは、その他であるが、何かあれば伺いたい。■　事務局からの連絡事項である。謝礼について御説明させていただく。所属先の関係上、辞退された委員を除き、少額ではあるが、委員の皆様にお支払いする。方法は振り込みである。額は、会長は11,500円、医師は10,000円、その他の委員は3,000円である。本日お手元に封筒を用意しており、この中に口座振替依頼書及びその記入例が入っているので、記入の上事務局まで送付されたい。以上である。　●　なければ、これで、第1回武蔵村山市自立支援協議会を終了する。皆様、本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 会議の公開・非公開の別 | ■公　　開　　　　　　　　　　　　　　　　傍聴者：　　　　　０人□一部公開□非 公 開　※一部公開又は非公開とした理由 |

|  |  |
| --- | --- |
| 会議録の開示・非開示の別 | ■開　　示□一部開示（根拠法令等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□非 開 示（根拠法令等：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |
| --- | --- |
| 庶務担当課 | 　　　健康福祉部　　　　障害福祉課（内線：６４２） |

（日本工業規格Ａ列４番）